

申告に必要なもの

- ▶ 利用者識別番号（お持ちの場合）
- ▶ 申告者本人のマイナンバーカードまたは免許証等
- ▶ 被扶養者・専従者のマイナンバーがわかるもの
- ▶ 還付申告の場合は、還付金振込先の金融機関・支店・口座がわかるもの（本人名義）
- ▶ 代理人（家族以外）が申告する場合は委任状

- ▶ 収入が証明できるもの
給与・年金の源泉徴収票、個人年金等の支払証明書等、農業・営業・不動産収入の収支内訳書（※1）
- ▶ 控除が証明できるもの
生命保険、地震保険の控除証明書、寄付金の受領書等、配偶者の所得が分かる資料、障害者手帳、医療費控除の明細書（※2）または医療費通知

注意 「収支内訳書（※1）」、「医療費控除の明細書（※2）」は事前に作成してお越しくささい（様式は市ホームページにありまう）

市役所への来庁が困難な方は…

事業・不動産の所得がある方で、自動車等の運転ができず、本庁への来庁が困難な方（おおむね75歳以上の高齢の方、障害のある方など）は下記の日程にて支所で受け付けします。

- 夜須支所 2月19日（水）、2月20日（木）の午前
- 香我美支所 2月27日（木）
- 吉川支所 3月6日（木）の午後
- 赤岡支所 3月7日（金）

e-Taxならスマホ、パソコンから申告できます！▶▶

確定申告書等作成コーナー（右記QR）から金額を入力するだけで、自動計算で申告書を作成できます。



確定申告書等作成コーナー
（国税庁ホームページ）

- 必要なもの

- ▶ **マイナンバーカード**
※マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください
 - ▶ **マイナンバーカード読み取り対応のスマホ**
（またはICカードリーダライタ）
- 必要なもの

- ▶ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
①署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
②利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

- メリット

- 自宅から申請可能
 - 確定申告期間 24時間利用可能
※メンテナンス時間を除く
 - 申告書をデータで取得可能
 - 添付書類 提出不要
※一部の書類を除く
 - 早期還付
（3週間程度で還付）
（書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付）

南国税務署 確定申告会場の開設期間

2/17 月 ▶ 3/17 月
（土・日・祝を除く）

受付時間
8:30～16:00

※入場整理券が必要です
詳しくは南国税務署にお問い合わせください
☎088-863-3215

次の申告は市役所ではできません
南国税務署で申告をお願いします

- ✕ 分離課税所得（不動産や株式の譲渡など）
- ✕ 令和5年分以前の確定申告
- ✕ 死亡した方の確定申告
- ✕ 住宅借入金控除1年目
- ✕ 暗号資産
- ✕ 青色申告

確定申告が始まります！

還付のみの申告

2/5 水 ▶ 2/14 金

すべての申告・相談

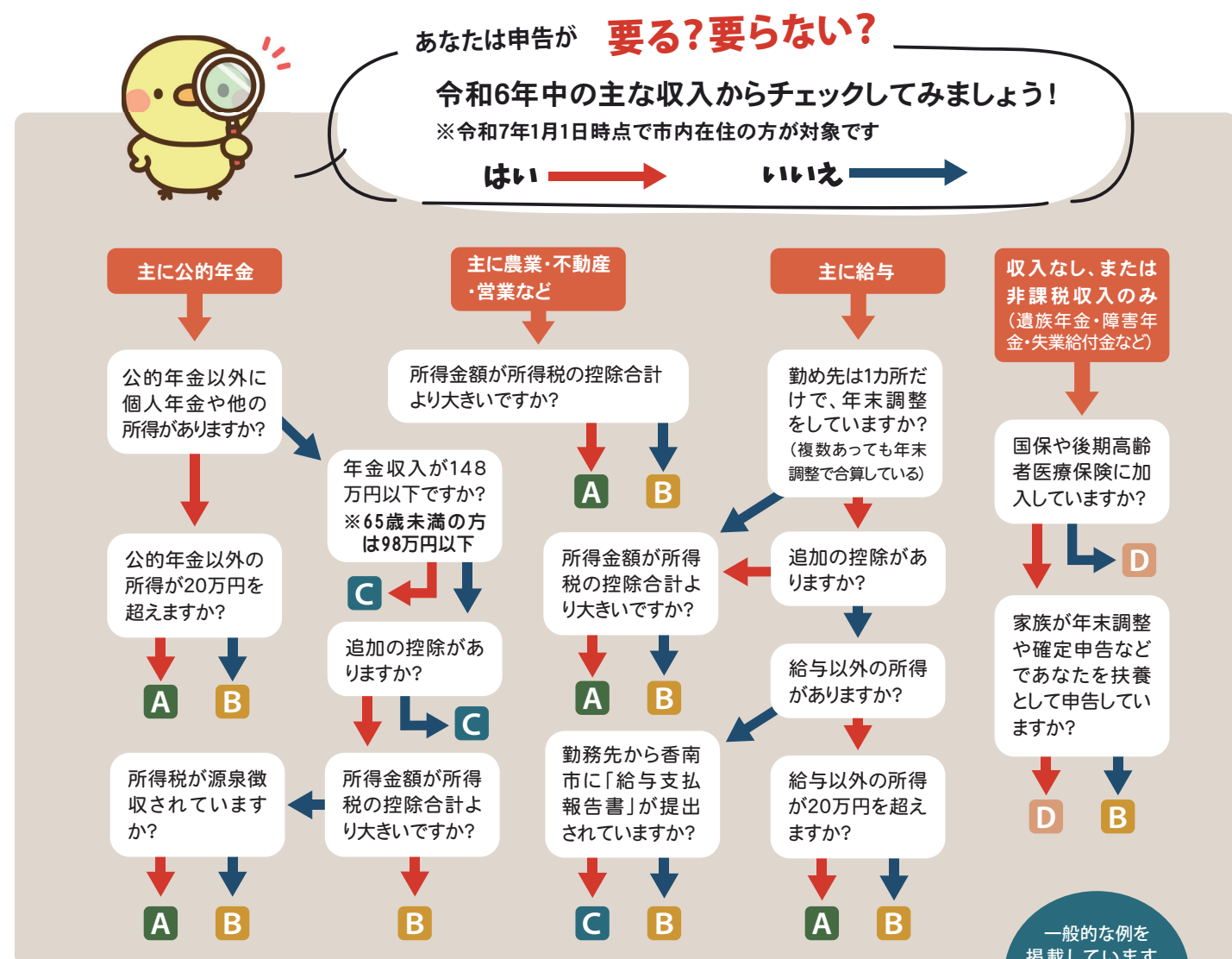
2/17 月 ▶ 3/17 月

■受付時間：9:00～11:00、13:00～16:00（土・日・祝を除く）

■受付場所：市役所3階303～305会議室

各支所（給与・年金・雑所得・一時所得の申告、および所得のない方）

当日の待ち人数を市HPなどでお知らせします。



A 所得税の確定申告が**必要**です
（市・県民税の申告も兼ねます）

B 市・県民税の申告が**必要**です

C 確定申告、市・県民税の申告は不要です

D 確定申告、市・県民税の申告は不要です

※市・県営住宅、子どもの保育園・幼稚園、ひとり親医療、障害者医療等サービスを利用する場合や所得証明書等が必要な場合は「収入0」の申告が必要です

一般的な例を掲載しています。
詳しくは税務収納課へお問い合わせください。